

特記仕様書

1 委託業務内容

秋田県北部家畜保健衛生所自家用電気工作物の維持及び運用に関する保安を確保するための保安業務

2 委託業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 業務場所

秋田県北部家畜保健衛生所
北秋田市脇神字高村岱92

4 需要設備等の概要

(1) 需要設備

- ① 需電電圧 6, 600V (高圧)
- ② 設備容量 80kVA
- ③ 最大電力 61kW

5 委託業務の内容

(1) 定期点検

当該電気工作物の点検、測定および試験を次のとおり定期に行うこと。

① 月次点検

月次点検は、3ヶ月に1回実施する。

○ 外観点検で確認する設備

- | | |
|---------|--------------|
| ア 引込設備 | オ 構造物 |
| イ 受電設備 | カ 発電設備 |
| ウ 受・配電盤 | キ 蓄電池設備、負荷設備 |
| エ 接地工事 | |

○ 測定で確認する内容

- ア 設備電圧、負荷電流の測定により電圧値の適否及び過負荷等を確認
- イ B種接地に係る漏れ電流の測定により低圧回路の絶縁状態を確認
- ウ 高圧機器本体及び接続部等の温度測定により過熱を確認

なお、契約締結後速やかに絶縁常時監視装置を指定した場所に設置すること。

② 年次点検

年次点検は、年1回実施する。実施の日時は、委託者と協議するものとする。なお、設備が良好な事業場と認められる場合は、3年に2回においては無停電年次点検を導入することが出来る。

○ 点検内容

- ア 低圧電路及び高圧電路の絶縁状態が技術基準を満たしていることを確認
- イ 接地抵抗が技術確認を満たしていることを確認
- ウ 保護継電器の動作特性及び連動動作試験の結果が正常であることを確認
- エ 非常用予備発電装置の起動・停止・発電電圧・発電電圧周波数が正常であることを確認
- オ 蓄電池設備が劣化していないことを確認

(2) 臨時点検等

臨時点検などの次の項目は、委託者の職員の要請により必要な都度行うこと。

① 臨時点検

- ・ 事故発生等の場合の点検等
- ・ 指示計器及び高圧機器の絶縁油の点検等

② 不良箇所改修の指導及び助言

③ 事故発生時の応急措置の指導及び事故原因調査並びに再発防止のためのとるべき措置の指導

④ 電気関係法令に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指導

⑤ 電気関係法令に基づく立入検査の立会い

(3) この契約により発生する電気関係法令に基づく主務官庁に対する申請書又は届出書等の関係書類の作成及び手続き指導を行うこと。

6 委託業務に従事する者

委託業務に従事する者は、次の要件を有する者とする。

- ・ 電気事業法による電気主任技術者の資格を有する者

7 提出を要する書類及び時期

- (1) 5の各項、各号に定める行為を行ったときは、速やかにその内容を記した書面（様式任意）を提出すること。
- (2) 委託業務が完了したときは、業務完了届を令和9年3月31日までに提出すること。

8 その他

保安管理業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、委託者と協議するものとする。駐車場を使用する場合は、発注者の指示によること。